

第2次
光市環境基本計画

HIKARI Basic Environmental Plan

2013-2022

資料編

美しい棚田の風景



資料1	光市の環境の現状	74
資料2	策定の経過	95
資料3	関係条例・要綱及び委員等名簿	97
資料4	用語解説	108

資料1 光市の環境の現状

1 自然共生社会に関する環境

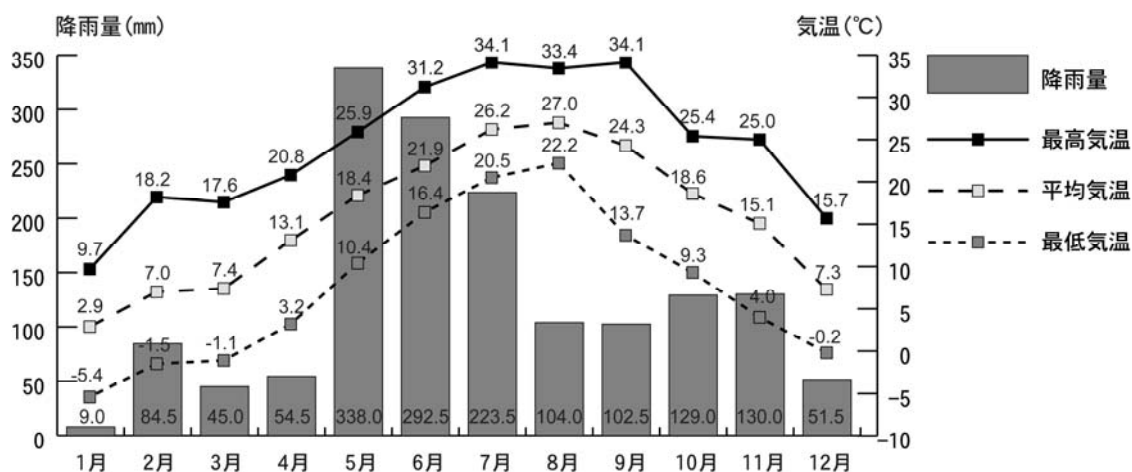
(1) 気象

本市は温暖な瀬戸内式気候に属しており、日照時間は全国的に見てもトップクラスの長さです。年間平均気温はおおむね16℃で、平成23年の最高気温は34.1℃、最低気温は-5.4℃、降雨日数は101日、降雨量は1,564.0mm、月平均降雨量は130.3mmとなっています。

近年の気温及び降雨量

年次	気温(℃)			降雨日数	降雨量(mm)	
	最高	最低	平均		年間降雨量	月平均
平成18年	35.1	-3.4	16.0	120日	2,066.5	172.2
平成19年	33.8	-1.1	16.6	95日	1,176.5	98.0
平成20年	35.5	-2.0	16.1	104日	1,505.5	125.5
平成21年	33.0	-2.5	16.1	112日	1,717.0	143.1
平成22年	34.0	-1.7	16.1	118日	1,692.0	141.0
平成23年	34.1	-5.4	15.8	101日	1,564.0	130.3

平成23年月別気温及び降雨量



(出典：光市統計書)

(2) 自然・文化資源

① 自然資源の状況

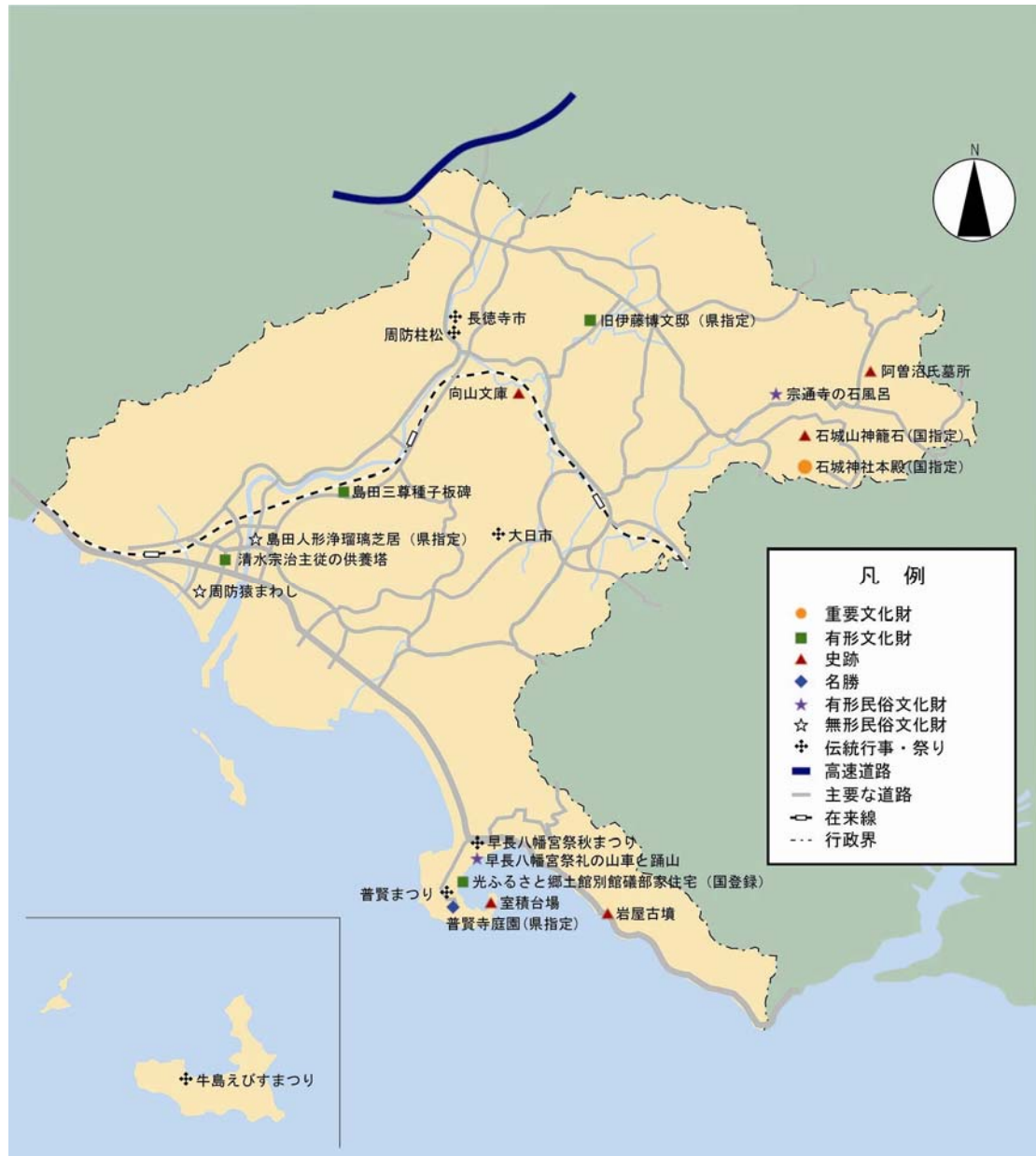
本市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園に、青々とした森が広がる神秘的な石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園に、それぞれ指定されています。

なお、貴重な樹木が生育する峨嵋山一帯は、県立室積公園にも併せて指定されています。



②歴史資源の状況

市内には、歴史的な建造物や史跡、名勝などの文化財が点在するとともに、地域の歴史や文化を象徴する神社仏閣等が残っています。また、伝統芸能や祭りなどの地域の伝統的な行事等が、誇りある地域のコミュニティの象徴として受け継がれています。



(3) 生物多様性

本市には、牛島のカラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギ、室積のクサフグ産卵地、溪月院付近で見られるギフチョウなど、希少で多様な動植物等が生息しています。しかしながら、こうした確認される希少種の中には、その数が減少傾向にあるものもあります。また、外来種の侵入などは、本来の生態系のバランスを崩すこととなります。さらには、耕作放棄地や鳥獣被害が増加しており、樹林地、水辺地、農地等を積極的に保全し、豊かで特色ある自然生態系の保護に努める必要があります。

光市内における希少種一覧

【鳥類】

	種名	保護上の分類		種名	保護上の分類
1	カイツブリ	山口県準絶滅危惧	20	セイタカシギ	環境省Ⅱ類・山口県ⅠB類
2	ササゴイ	山口県準絶滅危惧	21	ウミネコ	山口県準絶滅危惧
3	チュウサギ	環境省準・山口県Ⅱ類	22	カラスバト	環境省準・山口県Ⅱ類
4	クロサギ	山口県準絶滅危惧	23	アオバズク	山口県準絶滅危惧
5	オシドリ	山口県準絶滅危惧	24	フクロウ	山口県準絶滅危惧
6	ヨシガモ	山口県準絶滅危惧	25	アマツバメ	山口県準絶滅危惧
7	ミサゴ	環境省・山口県準絶滅危惧	26	ヤマセミ	山口県準絶滅危惧
8	オオタカ	環境省準・山口県Ⅱ類	27	ヒバリ	山口県準絶滅危惧
9	ハイタカ	環境省・山口県準絶滅危惧	28	サンショウクイ	環境省Ⅱ類・山口県準
10	ノスリ	山口県準絶滅危惧	29	トラツグミ	山口県準絶滅危惧
11	サシバ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類	30	クロツグミ	山口県準絶滅危惧
12	ハヤブサ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類	31	オオヨシキリ	山口県準絶滅危惧
13	チョウゲンボウ	山口県準絶滅危惧	32	センダイムシクイ	山口県準絶滅危惧
14	ヒクイナ	環境省・山口県準絶滅危惧	33	オオルリ	山口県準絶滅危惧
15	オオバン	山口県準絶滅危惧	34	コサメビタキ	山口県準絶滅危惧
16	タマシギ	環境省Ⅱ類・山口県準	35	サンコウチョウ	山口県準絶滅危惧
17	シロチドリ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類	36	ツリスガラ	山口県準絶滅危惧
18	アカアシシギ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類	37	クロジ	山口県準絶滅危惧
19	ハウロクシギ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類			

(出典・写真：山本健次郎氏提供)



オオヨシキリ



チョウゲンボウ

【植物】

	種名	保護上の分類		種名	保護上の分類
1	コナミキ	環境省Ⅱ類・山口県ⅠA類	9	イトスズメガヤ	山口県絶滅危惧Ⅱ類
2	マツバラン	環境省準・山口県ⅠA類	10	アカウキクサ	環境省ⅠB類・山口県準
3	ヒトツバハギ	山口県絶滅危惧ⅠB類	11	モクゲンジ	山口県準絶滅危惧
4	カカツガユ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	12	ハマサジ	環境省・山口県準絶滅危惧
5	カンザブロウノキ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	13	ウラギク	環境省・山口県準絶滅危惧
6	イヨカズラ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	14	ヒメヤブラン	山口県準絶滅危惧
7	ルリミノキ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	15	ミチシバ	山口県準絶滅危惧
8	ハチジョウナ	山口県絶滅危惧Ⅱ類			

(出典・写真：南 敦氏提供)



イヨカズラ



ルリミノキ

【魚類】

	種名	保護上の分類		種名	保護上の分類
1	メダカ	環境省Ⅱ類・山口県ⅠB類	3	スナヤツメ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類
2	ドジョウ	山口県絶滅危惧ⅠB類	4	アカザ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類

(出典・写真：奥田賢吾氏提供)



ドジョウ



アカザ

(4) 大気

大気汚染物質による汚染状況を把握するため、市内に測定局を設置し、大気汚染物質の常時監視を実施しています。

①二酸化硫黄

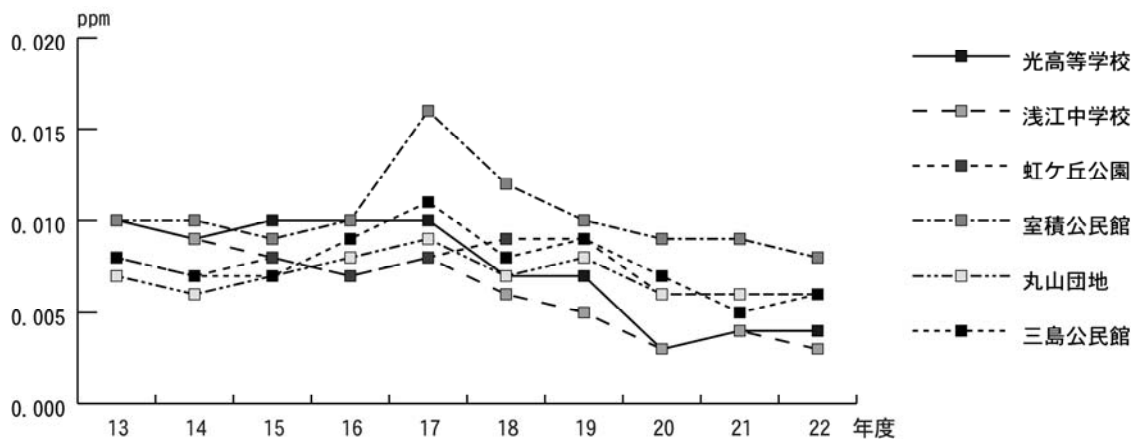
平成22年度における二酸化硫黄の環境基準適合状況より、年度平均値は0.001～0.004ppm、日平均値(2%除外値)は0.003～0.008ppm、1時間値の最高値は0.014～0.018ppmであり、環境基準を超えた時間及び日数もなく、また、長期的評価による環境基準も達成しています。

平成22年度 二酸化硫黄の環境基準適合状況

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年度平均値 (ppm)	1時間値 (環境基準:0.1ppm以下)			日平均値 (環境基準:0.04ppm以下)			長期的評価による環境基準への適合 (適:○)
				最高値 (ppm)	環境基準を超えた時間数と割合		2%除外値 (ppm)	環境基準を超えた日数と割合		
					(時間)	(%)		(日)	(%)	
光高等学校	363	8,645	0.002	0.017	0	0	0.004	0	0	○
浅江中学校	363	8,649	0.001	0.016	0	0	0.003	0	0	○
虹ヶ丘公園	362	8,698	0.003	0.014	0	0	0.006	0	0	○
室積公民館	355	8,531	0.004	0.018	0	0	0.008	0	0	○
丸山団地	365	8,727	0.003	0.016	0	0	0.006	0	0	○
三島公民館	349	8,507	0.003	0.015	0	0	0.006	0	0	○

環境基準：1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
長期的評価の適合条件：日平均値の2%除外値が、日平均値の環境基準値以下であり、かつ日平均値が環境基準値を超えた日が2日以上連続しないこと。

二酸化硫黄における日平均値(2%除外値)の経年変化



(出典：光市の環境)

②浮遊粒子状物質

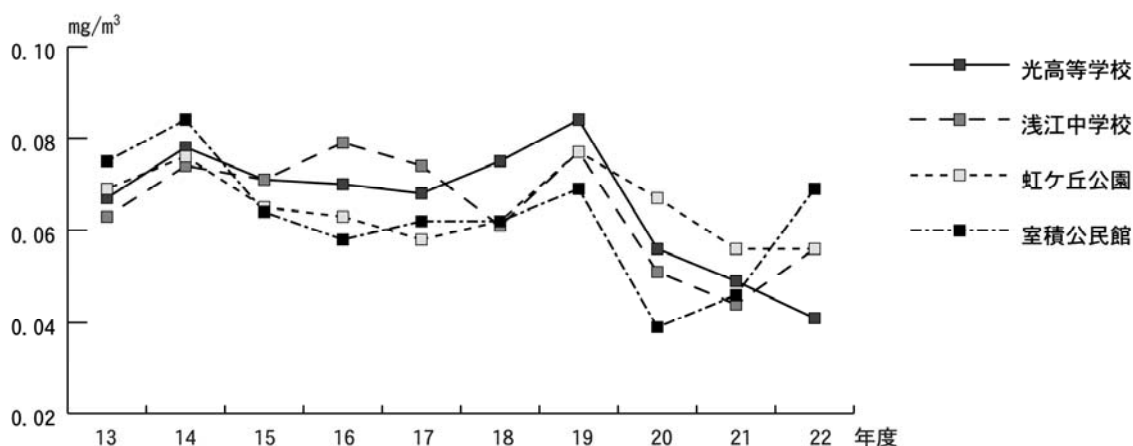
平成22年度における浮遊粒子状物質の環境基準適合状況より、年度平均値は0.013~0.022mg/m³、日平均値（2%除外値）は0.041~0.069mg/m³でした。環境基準を超えた時間数は0~2時間の0~0.02%、日数は0~3日の0~0.8%で、短期的評価による環境基準は概ね達成していますが、虹ヶ丘公園及び室積公民館測定局において、長期的評価による環境基準については達成されませんでした。

平成22年度 浮遊粒子状物質の環境基準適合状況

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	年度平均値 (mg/m ³)	1時間値 (環境基準0.2mg/m ³ 以下)		日平均値 (環境基準0.1mg/m ³ 以下)			長期的評価による環境基準への適否 (適：○)	
				最高値 (mg/m ³)	環境基準を超えた時間数と割合 (時間) (%)	2%除外値 (mg/m ³)	環境基準を超えた日数と割合			
							(日)	(%)		
光高等学校	365	8,724	0.013	0.210	1	0	0.041	0	0	○
浅江中学校	365	8,724	0.020	0.335	1	0	0.056	0	0	○
虹ヶ丘公園	365	8,725	0.021	0.184	0	0	0.056	2	0.5	×
室積公民館	357	8,552	0.022	0.207	2	0.02	0.069	3	0.8	×

環境基準：1時間値の日平均値が0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下であること。
 長期的評価の適合条件：日平均値の2%除外値が、日平均値の環境基準値以下であり、かつ日平均値が環境基準値を超えた日が2日以上連続しないこと。

浮遊粒子状物質における日平均値（2%除外値）の経年変化



(出典：光市の環境)

③窒素酸化物

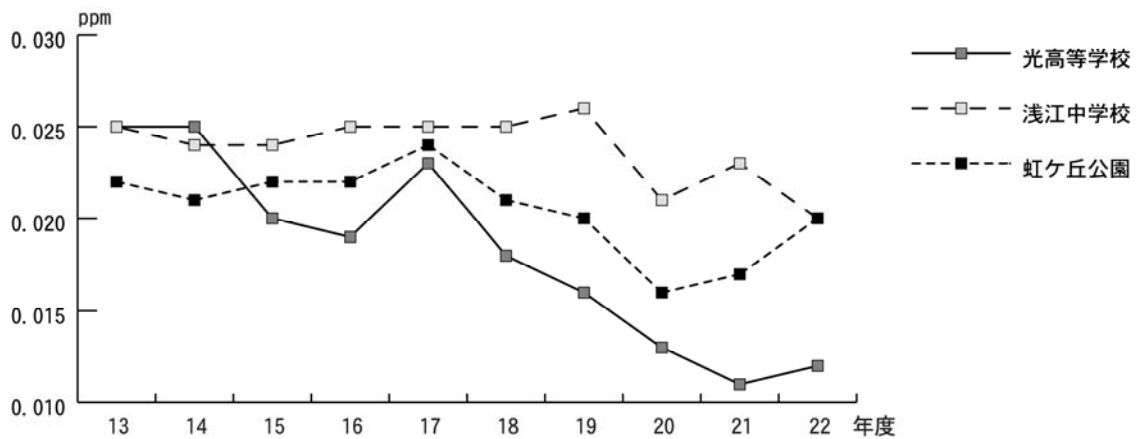
平成22年度における二酸化窒素の環境基準適合状況より、日平均値（98%値）は0.012～0.020ppm、1時間値の最高値は0.037～0.047ppmであり、環境基準を超えた日数もなく、98%値評価による環境基準も達成しています。

平成22年度 二酸化窒素の環境基準適合状況

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	年度 平均値 (ppm)	1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均値 (環境基準:0.04～0.06ppm以下)				98%値評価 による 環境基準 への適否 (適:○)	
					年間 98%値 (ppm)	0.06ppmを 超えた日数 と割合		0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と割合		
						(日)	(%)	(日)		(%)
光高等学校	363	8,652	0.005	0.037	0.012	0	0	0	0	○
浅江中学校	362	8,641	0.010	0.039	0.020	0	0	0	0	○
虹ヶ丘公園	364	8,701	0.010	0.047	0.020	0	0	0	0	○

環境基準：1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

二酸化窒素における日平均値（98%値）の経年変化



(出典：光市の環境)

④光化学オキシダント

平成22年度における光化学オキシダントの環境基準適合状況より、環境基準である1時間値0.06ppmを超えた時間数と割合は、156～488時間と2.9～9.0%ありましたが、0.12ppmを超えた時間数はなく、オキシダント情報等についての発令もありませんでした。

平成22年度 光化学オキシダントの環境基準適合状況

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	年度 平均値 (ppm)	1時間値 (環境基準:0.06ppm以下)				日最高 1時間 値の年 度平均 値 (ppm)	オキシダント 情報発令日数		
				最高値 (ppm)	0.06ppmを超えた 時間数と割合		0.12ppm以上の 時間数と割合		情報 (日)	特別 情報 (日)	
					(時間)	(%)	(時間)				(%)
光高等学校	363	5,389	0.037	0.098	488	9.0	0	0	0.050	0	0
虹ヶ丘公園	365	5,401	0.027	0.086	156	2.9	0	0	0.039	—	—

※測定は昼間6時～20時

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

(出典：光市の環境)

(5) 水環境

島田川本支流、光井川本流、光地先海域等の各地点において、水質汚濁状況の監視調査を行っています。

①主要河川

平成22年度における島田川及び光井川水系における水質汚濁状況調査結果より、pH、BOD、SS、DOについては概ね環境基準に適合しているものの、大腸菌群数については適合率が低くなっています。

平成22年度 島田川水系における水質汚濁状況調査結果

(年度平均値)

地点 項目	永代橋 (A類型)	笠野川 (島田川合流点上600m)	小野橋 (A類型)	東荷川 (島田川合流点上500m)
pH	7.4	7.8	7.4	7.7
BOD(75%値)	1.1(1.5)	1.5(1.5)	1.5(1.7)	1.9(1.9)
SS	1.8	2.8	2.3	1.5
DO	11	11	11	11
大腸菌群数	1.9E+03	4.7E+04	4.9E+03	3.5E+03

地点 項目	東荷川合流点下100m (A類型)	東荷川合流点下100m (A類型) (県)	三島橋 (A類型)	山田川 (島田川合流点上250m)
pH	7.5	7.2	7.5	7.6
BOD(75%値)	1.9(2.1)	0.7(0.7)	1.9(2.0)	1.8(2.5)
SS	2.0	2.0	2.3	4.3
DO	11	10	11	10
大腸菌群数	3.9E+03	1.3E+04	4.3E+03	7.4E+03

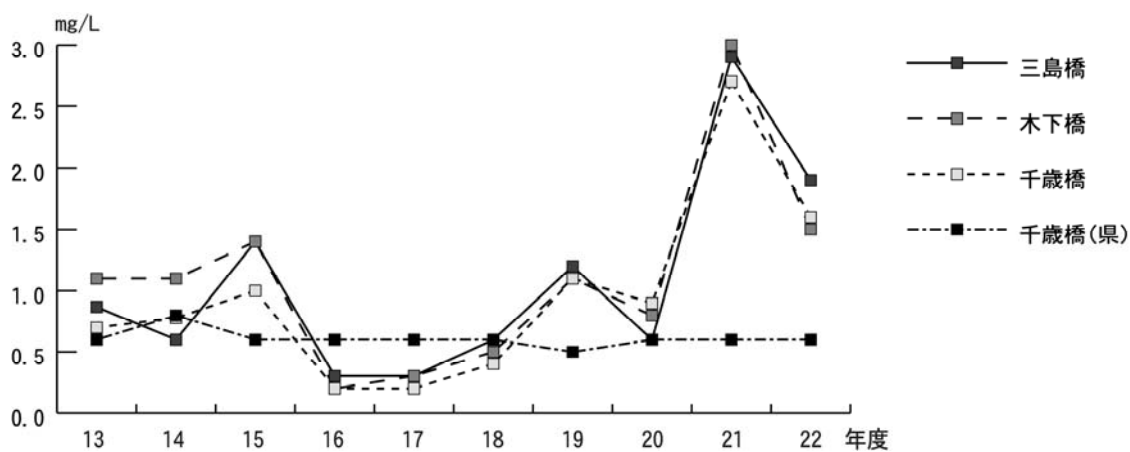
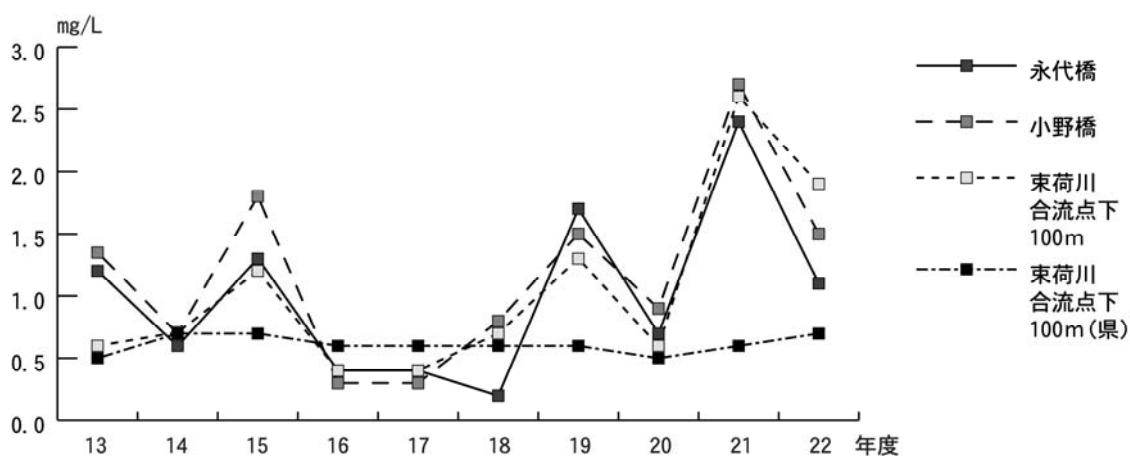
地点 項目	木下橋 (A類型)	千歳橋 (A類型) (県)	千歳橋 (A類型) (県)
pH	7.5	7.5	7.3
BOD(75%値)	1.5(1.8)	1.6(1.9)	0.6(0.7)
SS	2.3	3.5	3
DO	9.7	10	10
大腸菌群数	2.9E+03	6.2E+03	1.2E+04

pH：水素イオン濃度指数、BOD：生物化学的酸素要求量、SS：懸濁物質または浮遊物質、DO：溶存酸素
単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他（pHを除く）：mg/Lを示す。
市は年4回、県は年12回調査実施。

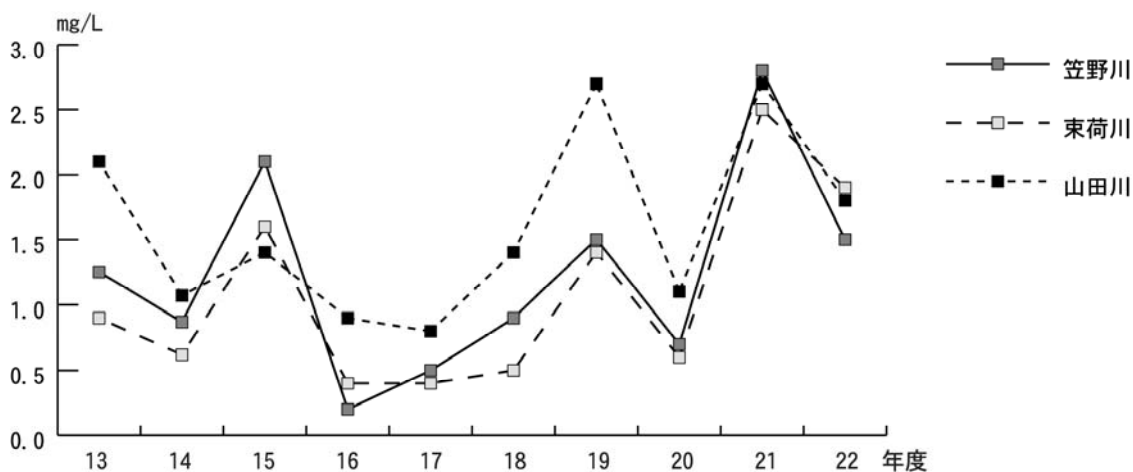
「E+**」は、指数表示（×10の**乗）を示す。

島田川水系における BOD 経年変化（年度平均値）

（本流）



（支流）



平成22年度 光井川水系における水質汚濁状況調査結果

(年度平均値)

地点 項目	光井公民館横堰上 (A類型)	宮田橋上流 300m (A類型) (県)	鮎帰橋下流 30m (B類型)	鮎帰橋下流 30m (B類型) (県)
pH	7.5	7.7	7.6	7.5
BOD(75%値)	22(24)	12(13)	1.9(2.7)	1.3(1.5)
SS	28	3	38	3
DO	10	11	10	10
大腸菌群数	5.1E+04	2.8E+04	3.0E+04	3.9E+04

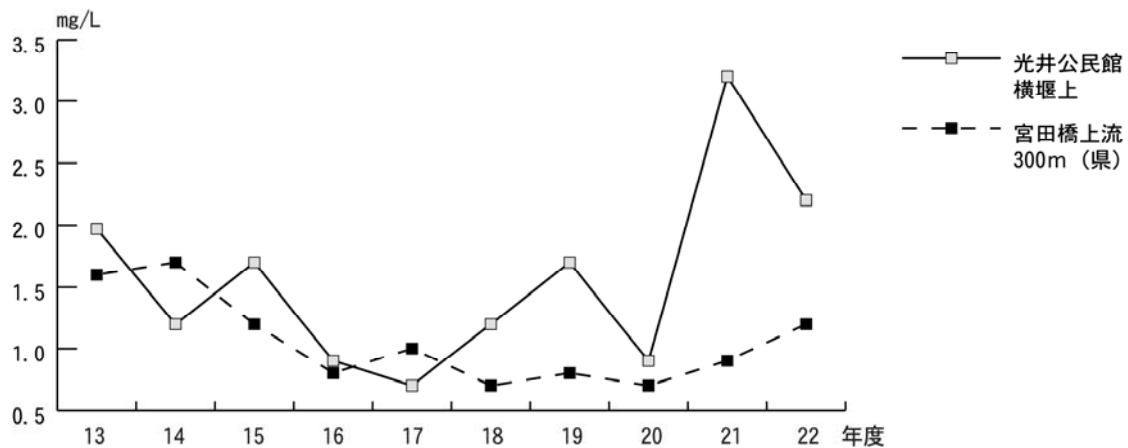
単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他（pHを除く）：mg/Lを示す。

市は年4回、県は年12回調査実施。

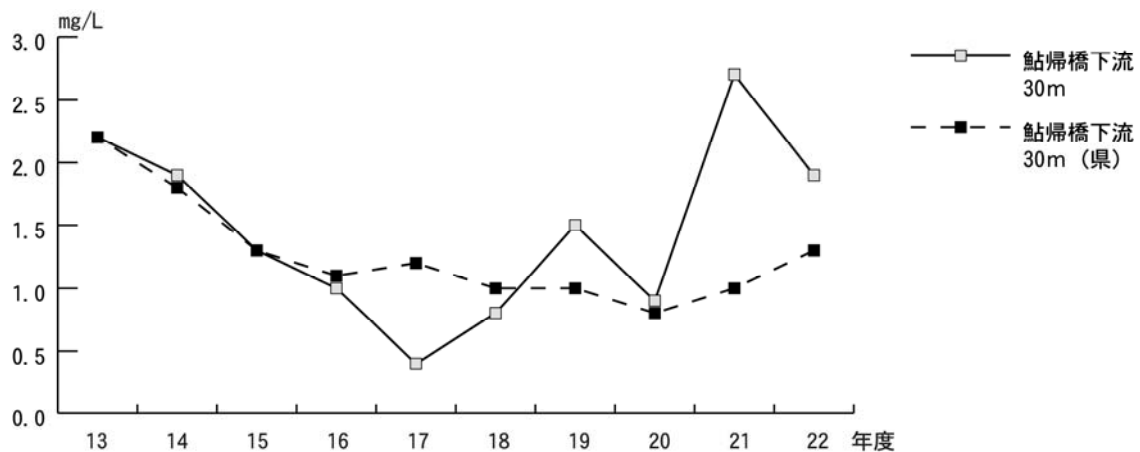
「E+**」は、指数表示（×10の**乗）を示す。

光井川水系におけるBOD経年変化（年度平均値）

(A類型)



(B類型)



(出典：山口県環境白書、光市の環境)

②光地先海域

平成22年度における光地先海域における水質汚濁状況調査結果より、ほとんどの測定項目において環境基準に適合しています。

平成22年度 光地先海域における水質汚濁状況調査結果

(年度平均値)

項目	地点				
	し尿処理場沖 (A類型)	西河原川沖 (A類型) (県)	島田川沖 (A類型)	製鐵・武田沖 (B類型) (県)	御崎町沖 (A類型)
pH	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2
COD(75%値)	2.4(2.9)	2.0(2.0)	2.1(2.1)	1.8(2.0)	1.8(2.1)
DO	8.2	9.1	8.2	8.9	8.2
大腸菌群数	6.3E+01	6.7E+01	3.4E+01	-	1.0E+00
全窒素	0.79	0.15	0.18	0.16	0.20
全燐	0.03	0.016	0.019	0.016	0.019

項目	地点		
	海浜荘沖 (A類型)	御手洗湾沖 (A類型)	岩屋沖 (A類型) (県)
pH	8.2	8.2	8.1
COD(75%値)	1.8(2.1)	1.6(1.7)	1.7(1.9)
DO	8.2	8.4	8.9
大腸菌群数	1.5E+01	2.8E+00	1.5E+00
全窒素	0.22	0.16	0.12
全燐	0.02	0.020	0.013

COD：化学的酸素要求量

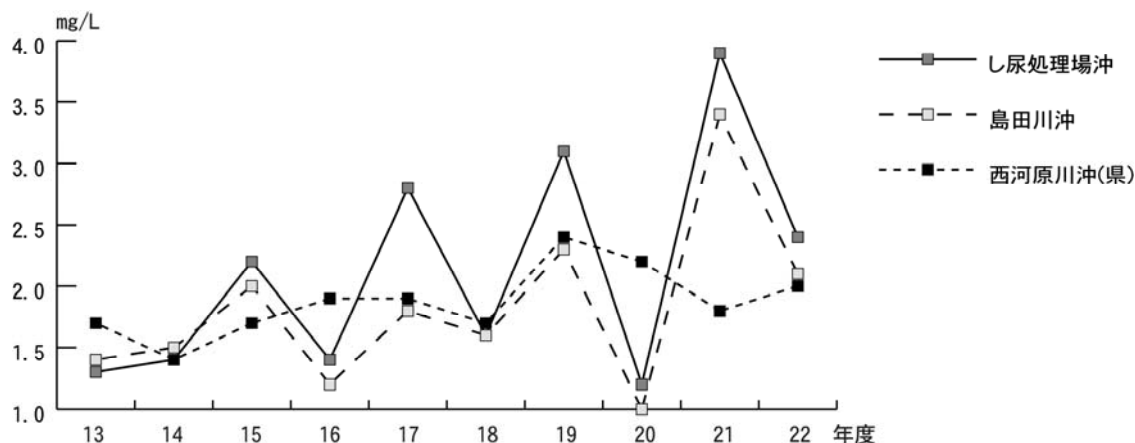
単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他 (pHを除く)：mg/L を示す。

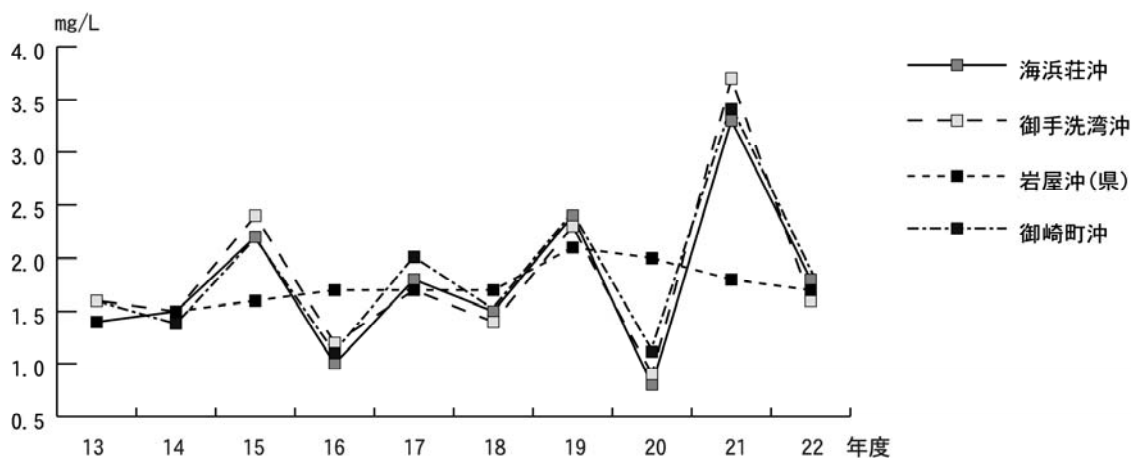
市は年4回、県は年12回調査実施。

「E+**」は、指数表示 (×10の**乗) を示す。

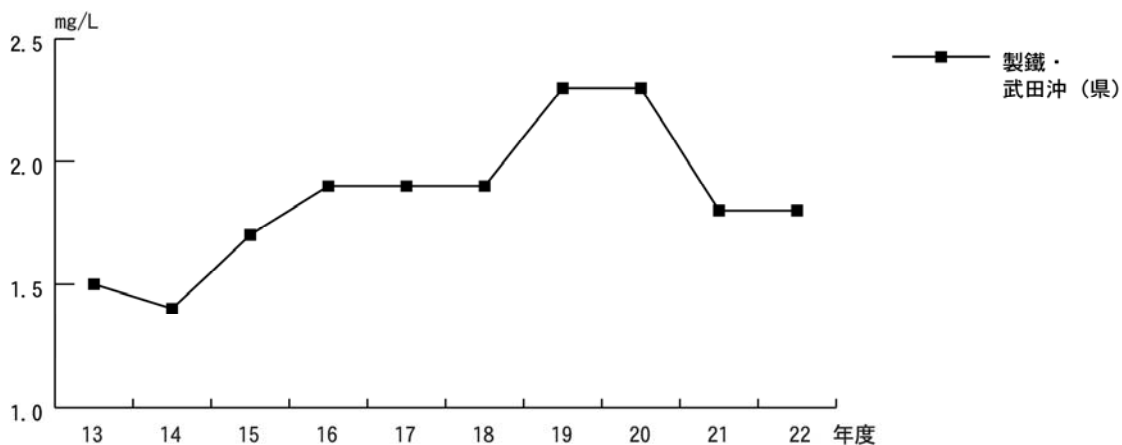
光地先海域におけるCOD経年変化 (年度平均値)

(A類型)





(B類型)



(出典：山口県環境白書、光市の環境)

(6) 騒音・振動・悪臭

規制基準への適合状況に関わらず、普段の生活の中で許容できる範囲を超えた場合には、苦情として申立てされます。過去の苦情申立て件数は以下のとおりです。

苦情件数の推移

単位：件

	騒音	振動	悪臭
平成19年度	10	1	15
平成20年度	1	0	4
平成21年度	6	0	1
平成22年度	20	0	2

(出典：光市の環境)

2 低炭素社会に関する環境

(1) 温室効果ガス排出量

地球温暖化は、最も重要な環境問題の1つです。温暖化が進めば、海水面の上昇や異常気象の増加など、さまざまな影響が懸念されています。温暖化の原因となる温室効果ガスにはいろいろありますが、その中でも二酸化炭素が最も影響度の大きいガスです。

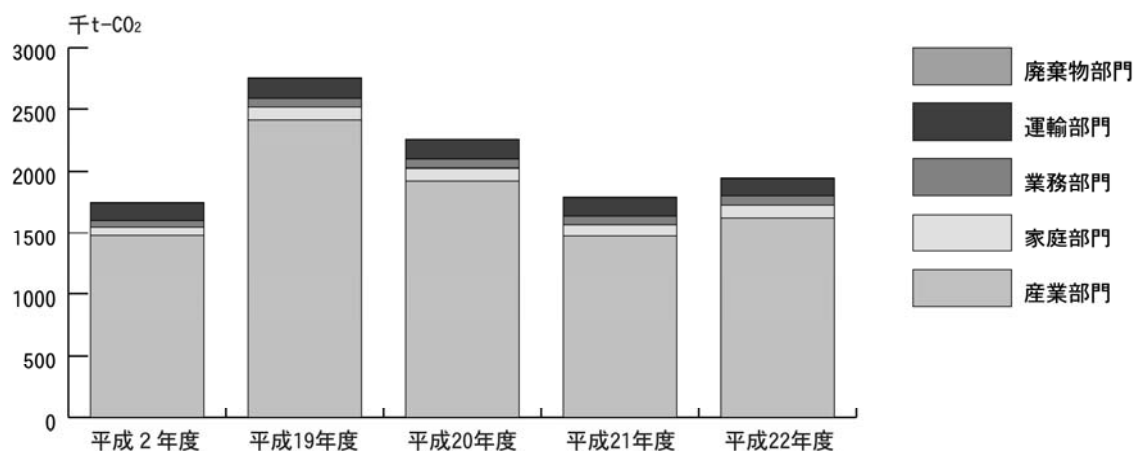
本市の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、平成2年度と比較してすべての部門において高い値となっています。

光市の二酸化炭素排出量（推計値）

単位：千t-CO₂

	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	排出量合計
平成2年度	1,478	72	54	137	3	1,745
平成19年度	2,411	105	76	156	4	2,751
平成20年度	1,923	102	71	162	2	2,260
平成21年度	1,474	95	71	145	3	1,788
平成22年度	1,624	99	76	144	5	1,948

光市の部門別二酸化炭素排出量（推計値）



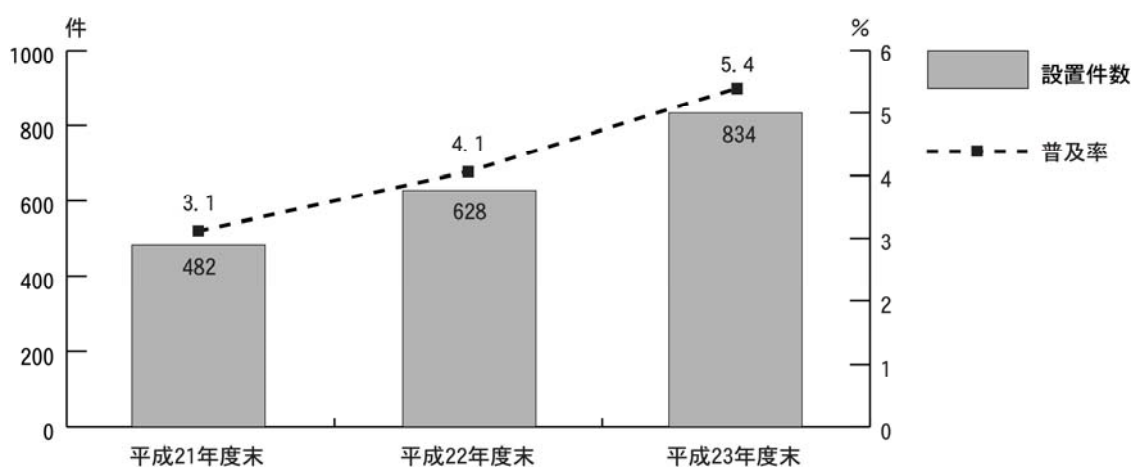
（出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」環境省ホームページ）

(2) 太陽光発電の普及

第1次光市環境基本計画の主要事業に掲げた「リーディングプロジェクト」の1つ、「ストップ地球温暖化推進プロジェクト」に基づき、日照時間が長いという本市の特性を活かした太陽光発電設備の導入拡大に努めました。

本市では、平成21年度から住宅用の太陽光発電設備の設置費補助事業を実施しており、平成23年度末時点における設置数は834件で、持ち家に対する普及率は5.4%となっています。

住宅用太陽光発電設備の設置件数及び普及率



(出典：中国経済産業局・光市環境政策課)

3 循環型社会に関する環境

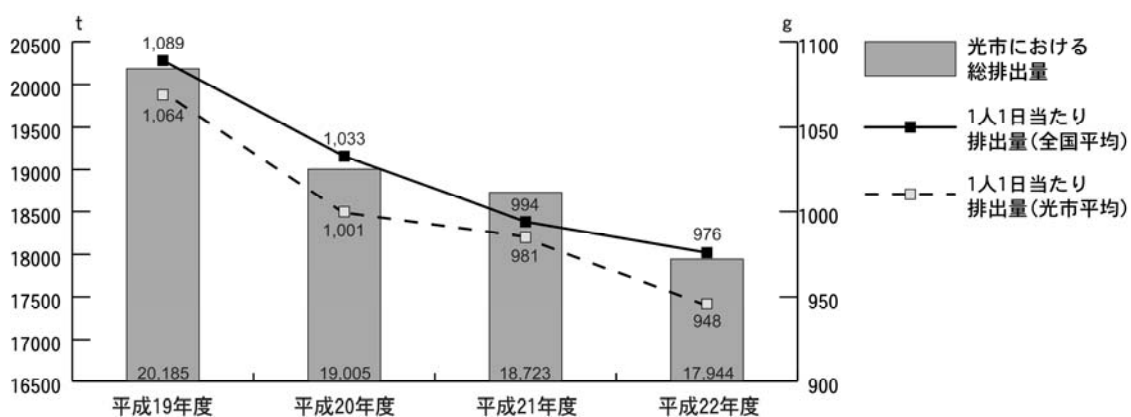
(1) 廃棄物

市内で排出される廃棄物は、可燃ごみは恋路クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみはリサイクルセンター「エコぱーく」を拠点に、再資源化を進めています。また、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進しています。

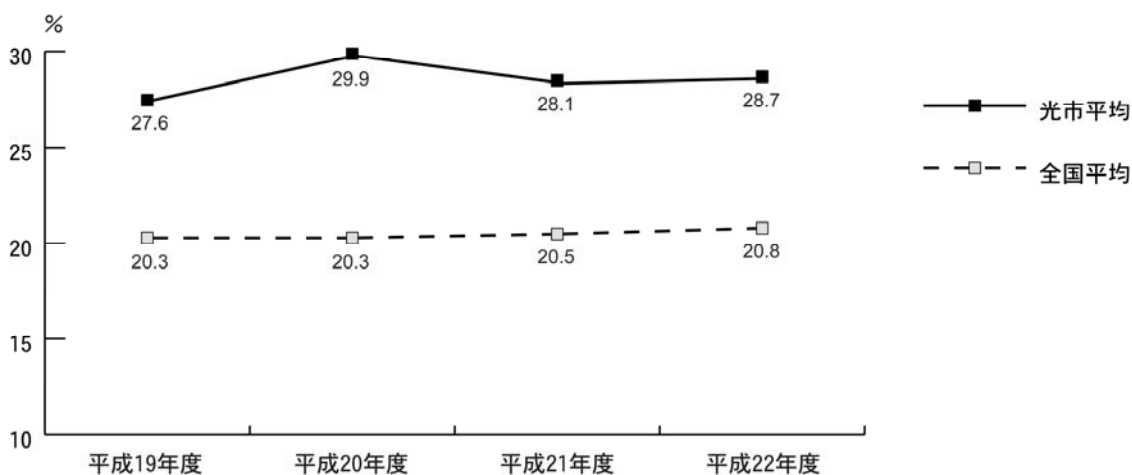
本市では、廃棄物の排出量が減少傾向にあり、全国平均と比較してもその量は低い値となっています。

また、リサイクル率については全国平均と比較して高い値となっています。

廃棄物排出量



リサイクル率



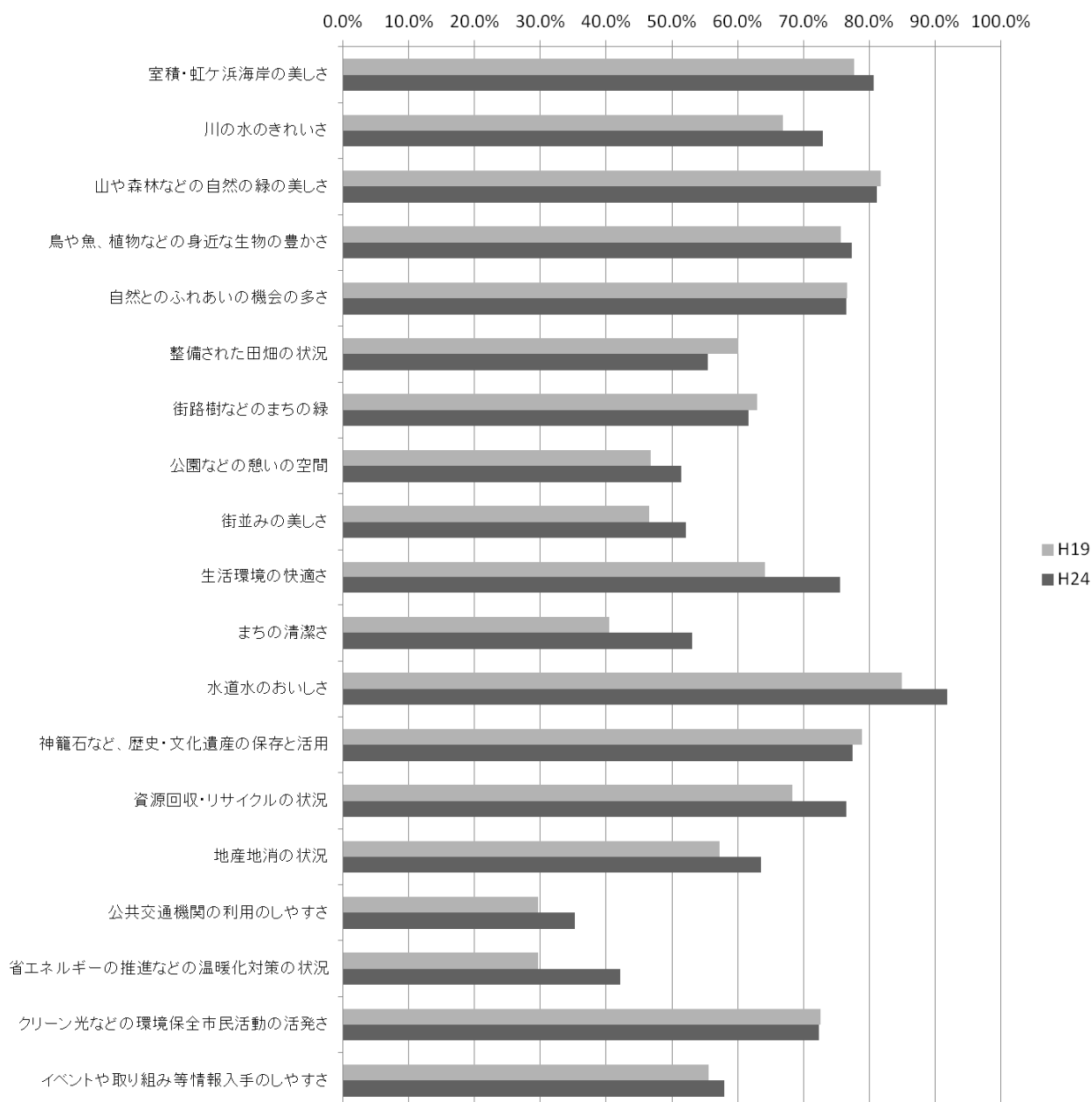
(出典：光市環境事業課)

4 市民アンケート結果（抜粋）

市民の環境に対する考え、行動、今後の光市のあるべき姿などに対する意識動向を把握し、連携して環境対策を推進するために市民アンケートを実施しました。

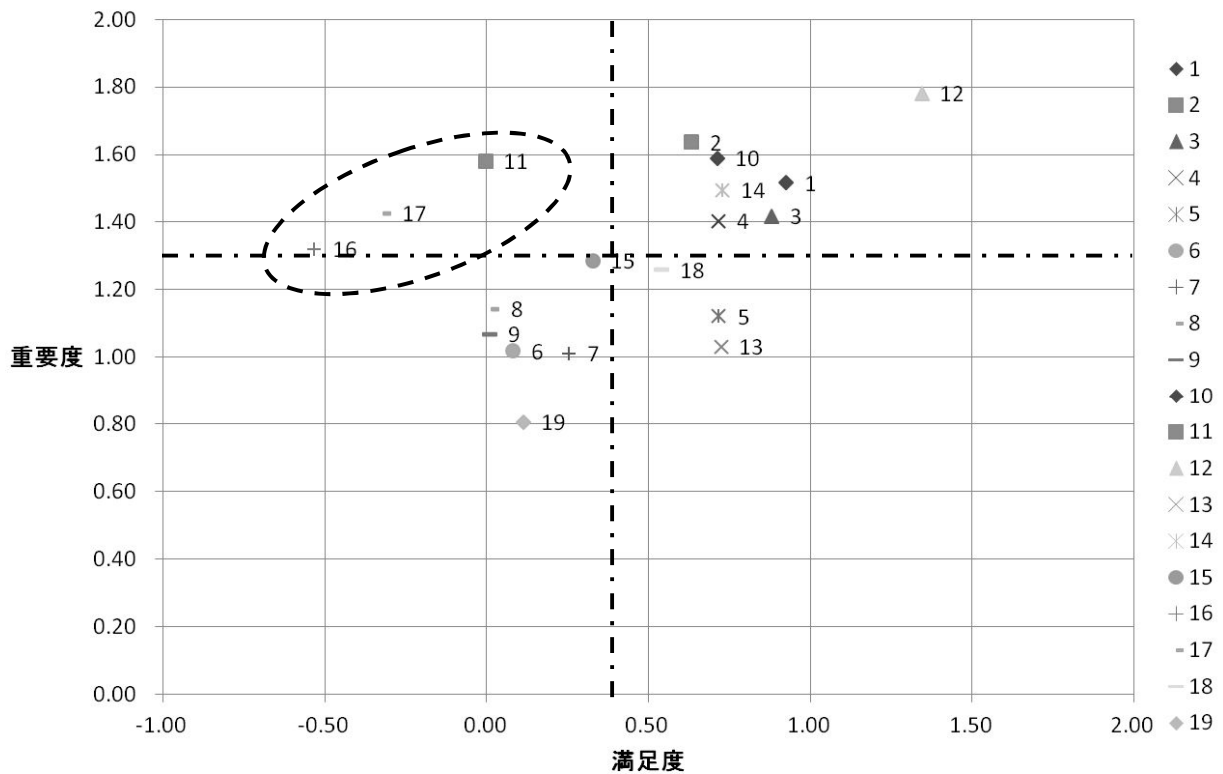
（1）光市の環境に対する市民満足度【前回アンケート（H19）の比較】

「満足」あるいは「やや満足」と回答した人の割合は、ほとんどの項目で策定時より上昇し、特に、「水道水のおいしさ」、「山や森林などの自然の緑の美しさ」、「室積・虹ヶ浜海岸の美しさ」などで満足度が高い状況となっています。



(2) 光市の環境に対する満足度と重要度の相関図による分析

満足度が低く重要度が高い取組みは、市民からの取組みニーズが高いと捉えられます。結果を見ると、「まちの清潔さ」、「省エネルギーの推進などの温暖化対策の状況」、「公共交通機関の利用のしやすさ」に対する市民ニーズが高いことがわかります。



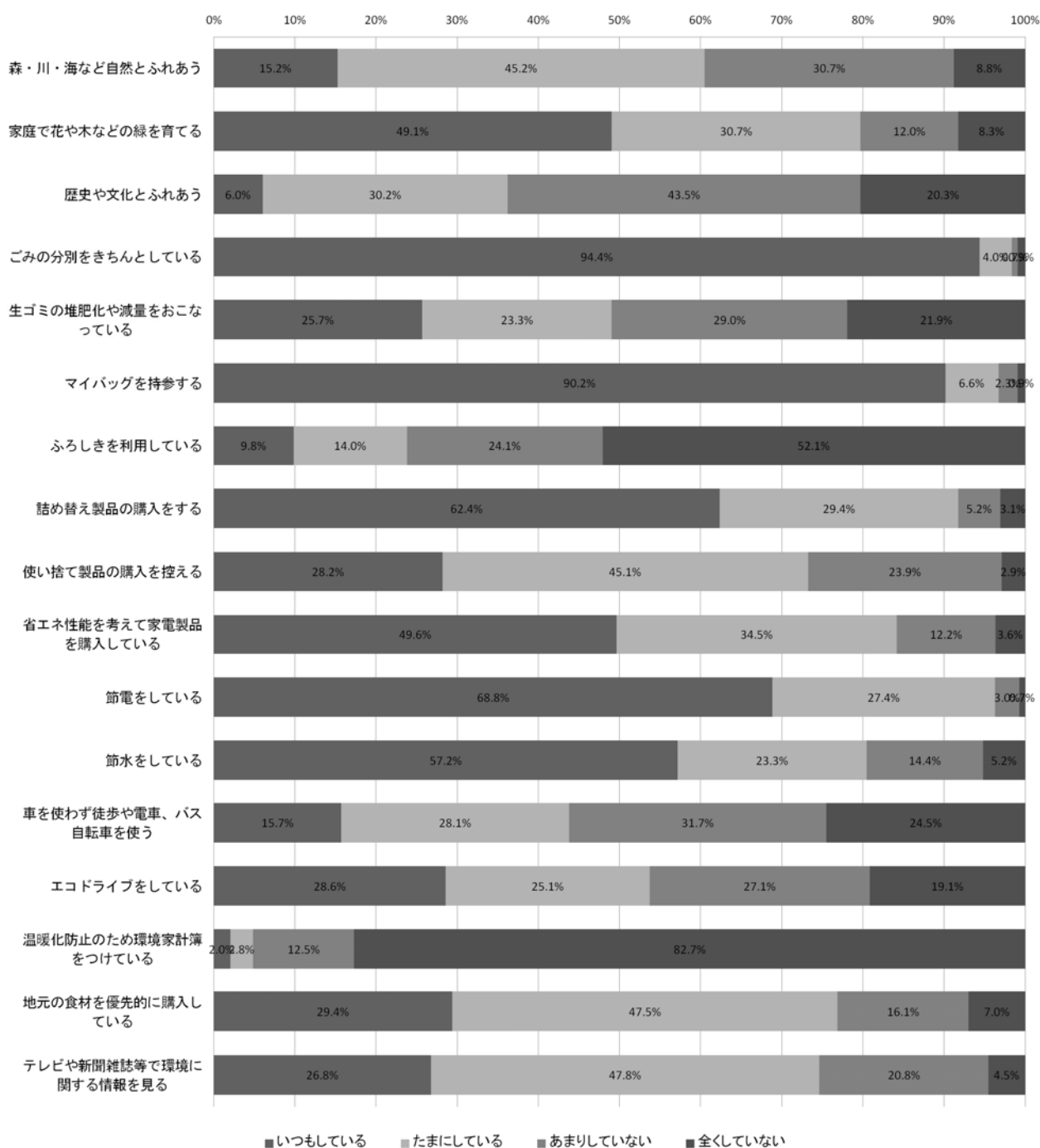
※満足度指数平均値 0.41、重要度指数平均値 1.31

1. 室積・虹ヶ浜海岸の美しさ	11. まちの清潔さ
2. 川の水のきれいさ	12. 水道水のおいしさ
3. 山や森林などの自然の緑の美しさ	13. 神籠石など、歴史・文化遺産の保存と活用
4. 鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ	14. 資源回収・リサイクルの状況
5. 自然とのふれあいの機会の多さ	15. 地産地消の状況
6. 整備された田畑の状況	16. 公共交通機関の利用のしやすさ
7. 街路樹などのまちの緑	17. 省エネルギーの推進などの温暖化対策の状況
8. 公園などの憩いの空間	18. クリーン光などの環境保全市民活動の活発さ
9. 街並みの美しさ	19. イベントや取り組み等情報入手のしやすさ
10. 生活環境の快適さ	

(3) 個人や家庭で取り組んでいること

「ごみの分別をきちんとしている」、「買い物袋（マイバッグ）を持参する」、「節電をしている」、「詰め替え製品を購入する」の4項目において、「いつもしている」、「たまにしている」を合わせた数値が90%を超えています。一方、「環境家計簿をつけている」、「ふろしきを利用している」については、非常に低い数値となっています。

個人や家庭で取り組んでいること

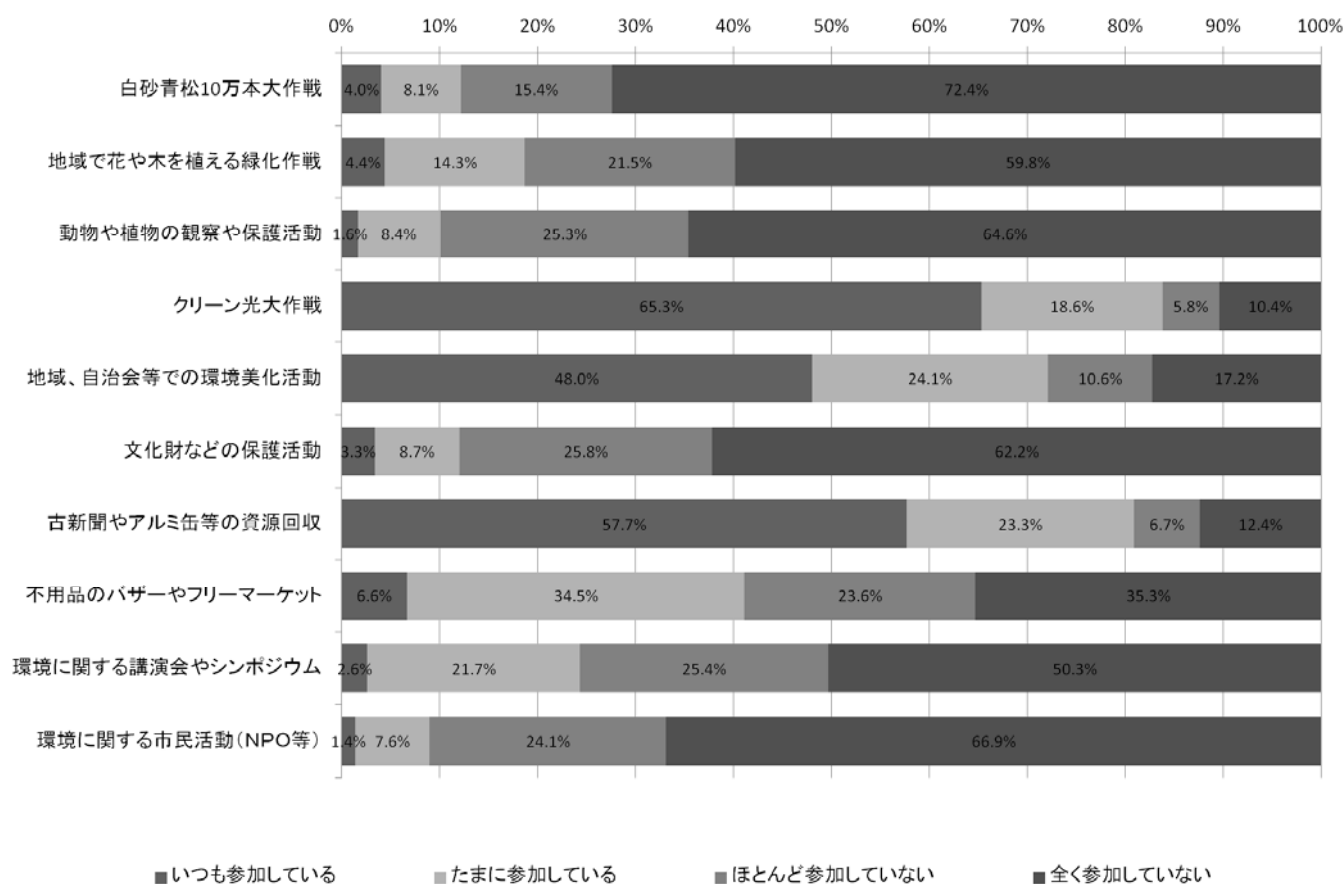


（４）環境に関する地域・団体での活動について

地域や団体で取り組んでいる活動について、「クリーン光大作戦」、「古新聞やアルミ缶等の資源回収」の２項目において、「いつも参加している」、「たまに参加している」を合わせた割合が８０％を超えています。一方、「動物や植物の観察や保護活動」、「環境に関する市民活動（NPO等）」については、非常に低い割合となっています。

「クリーン光大作戦」、「地域、自治会等での環境美化活動」、「古新聞やアルミ缶等の資源回収」などの地域における活動が、団体での活動に比べて参加する割合が高い傾向にあります。

環境に関する地域・団体活動に参加している割合



資料2 策定の経過

1 光市環境審議会

光市環境審議会は、市民、学識経験者、事業所の代表者から構成されており、市長から諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議し答申を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成24年1月27日	計画策定の進め方
	平成24年6月29日	諮問
第2回	平成24年6月29日	アンケート結果の報告、第1次計画の評価、計画の構成、基本方針
第3回	平成24年10月3日	リーディングプロジェクト、環境像
第4回	平成24年12月4日	環境基本計画（素案）
	平成25年1月9日	答申
第5回	平成25年2月21日	環境基本計画（案）

2 市民アンケート調査

計画の策定にあたり、市民の環境に関する思いを把握するため、『第2次光市環境基本計画』の策定に向けた市民アンケート」を行いました。

○対象者

住民基本台帳に記載されている満18歳以上の人から無作為に抽出した1,000人
（基準日：平成24年1月31日）

○調査方法

郵送による配付・回収（無記名回答方式）

○調査期間

平成24年2月27日から平成24年3月12日まで

○回収状況

配付数	有効配付数①	回収数②	回収率②/①
1,000票	998票	437票	43.78%

3 光市環境基本計画策定委員会

庁内係長級職員による策定委員会を設置し、庁内横断的な協議、検討を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成24年4月16日	任命書交付、計画策定の進め方
第2回	平成24年5月29日	アンケート結果の報告、第1次計画の評価、計画の構成、基本方針
第3回	平成24年10月26日	環境基本計画（素案）

4 意見募集（パブリックコメント）

立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させた計画とするため、パブリックコメント制度を活用し、計画（素案）を公表して意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

○募集期間

平成24年12月10日から平成25年1月10日まで

○公表場所

窓口14か所及び市ホームページ

本庁（環境政策課、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター、地域づくり支援センター、出張所及び公民館（伊保木、中島田、島田公民館を除く）

資料3 関係条例・要綱及び委員等名簿

光市環境基本条例（平成19年3月29日条例第33号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条—第11条）

第3章 環境の保全等を推進するための施策

第1節 地域環境保全の推進等（第12条—第21条）

第2節 地球環境保全の推進（第22条）

第4章 施策の推進体制の整備等（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、緑豊かな峨嵋山樹林・石城山などの美しい自然に囲まれた都市である。

私たちは、恵まれた自然環境の恩恵を受けるとともに、古来、先人の努力により守られてきた森・川・海の調和に富んだ自然を活かした文化と産業を受け継ぎ、まちを発展させてきた。

今日、飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、私たちの生活は物質的に豊かで便利になったが、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は増大し、地域だけでなく、地球環境にまで影響を与えるようになった。

限りある地球環境にかけられる負荷には限界があり、環境問題の解決のためには、社会の在り方そのものを見直さなければならない。今こそ私たちは、自然を敬愛し、自然と人との共生を図り、将来の世代に良好な環境を引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、光市民憲章の精神にのっとり、市、市民及び事業者が一体となって互いの協働により、光市及び地球の環境の保全、創造及び再生を推進し、潤いとやすらぎに満ちた環境自治体「光市」を実現するため、この条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 文化環境 歴史的伝統的建造物、文化的遺産、町並景観等を含む空間をいう。
- (5) 原生自然環境保全地域 自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ、自然の法則と教訓を後世に残すべき貴重な資産であると認められる地域をいう。
- (6) 自然環境保全地域 自然環境が豊かに残されている区域の中から、森林、渓谷等で良好な自然環境を形成している地域をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、自然の復元力に限界があることを認識し、自然と人との共

生を目指して行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に必要な不可欠であることを認識し、良好な環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担と参加、協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、事業活動、日常生活等のすべてにおいて、着実かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自らが策定し、実施するすべての施策について、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全等を図ることを基本として、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。
- 3 通勤、通学、観光等で光市に滞在する者は、前2項に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水その他の公害の発生の防止及び廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等その事業活動全般にわたり、環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境、音環境等を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全かつ快適な生活環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を人とのつながりの中で体系的に保全すること。
- (3) 森、川、海等の身近な環境を良好に保全することにより、自然と人との多様で豊かなふれあいの空間を創出すること。
- (4) 文化環境を人とのつながりの中で保存し、及び保全すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活に転換すること。
- (6) 環境の保全等が市、市民及び事業者の公平な役割分担と協働のもと実施されるよう、すべての主体の自主的な参加を促進すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、光市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くとともに、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 6 市長は、環境基本計画の進捗状況等について、環境審議会に報告し、意見を聴かなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

(市民等の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(報告書の作成)

第11条 市長は、市の環境の現状及び環境の保全等に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 環境の保全等を推進するための施策

第1節 地域環境保全の推進等

(自然の環境の保全等)

第12条 市は、森、川、海等自然の環境の保全等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、自然環境の保全を図るため特に必要があると認めるときは、法律その他の法令等に定めがあるものを除き、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（以下「環境保全地域」という。）を指定することができる。

4 市は、前項の規定により指定された環境保全地域の保全に必要があると認めるときは、予算の範囲内において所有者等に補助金の交付その他の援助をすることができる。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、環境の保全等に対する市民等の理解と認識を深め、環境保全活動につなげるため、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等の環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第15条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(規制等の措置)

第16条 市は、公害の防止のため、その原因となる行為に関し、必要な規制等の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者との協定等)

第17条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減に関する協定等を締結することができる。

(市民等からの提言)

第18条 市民等は、環境の保全等に関し、市長に提言することができる。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、提言を行った市民等にその対応状況を報告するものとする。

(環境の保全等に資する公共的施設の整備)

第19条 市は、下水道施設、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第2節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な連携による取組の推進に努めるものとする。

第4章 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(市民等との協働)

第24条 市は、環境の保全等に関する施策を展開するため、市民等との協働を積極的に推進するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(光市の環境をよくする条例の廃止)

2 光市の環境をよくする条例(平成8年光市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、光市の環境をよくする条例の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

光市環境審議会条例（平成16年12月24日条例第181号）

（設置）

第1条 光市の環境保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、光市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- （1） 環境の保全に関する基本的事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が環境の保全に関し、必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その調査審議の期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(説明等の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補助する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

光市環境審議会委員

(平成25年3月31日現在)

氏名	所属等	備考
藤井 信男	環境省環境カウンセラー	会長
熊野 稔	徳山工業高等専門学校教授	副会長
植村 芳弘	光市快適環境づくり推進協議会会長	
奥田 賢吾	市民環境保全活動（島田川水環境）	
多名賀 剛	新日鐵住金ステンレス株式会社 製造本部光製造所	平成24年3月31日まで
庄田 俊二	//	平成24年4月1日から
田中 陽三	公募	平成24年10月19日まで
仲山 哲男	市民環境保全活動	平成24年10月19日まで
橋本 洋子	地球温暖化防止活動推進員	
浜本 朝秋	山口県漁業協同組合光支店運営委員長	
藤本 三知雄	武田薬品工業株式会社光工場	
南 敦	山口植物学会会長	
森岡 茂樹	三和実業株式会社山口工場	
山本 健次郎	公益財団法人日本鳥類保護連盟専門委員	
吉廣 幸江	市民環境保全活動	

50音順（会長・副会長を除く）

光市環境基本計画策定委員会設置要綱（平成24年2月13日光市訓令第1号）

（設置）

第1条 第2次光市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、光市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、関係各課の所管業務のうちから基本計画の策定に関する必要な事項を検討し、基本計画の案を作成することとする。

（組織）

第3条 委員会は、20人以内の職員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、市長が任命する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は、委員会の会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から平成25年3月31日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、環境部長の求めに応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて委員長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において行う。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は平成24年2月13日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この訓令の施行後、委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、環境部長が招集する。

（失効）

3 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

資料4 用語解説

【あ行】

●アダプト・プログラム

アダプトとは、英語で「(養子として) 引き受ける」という意味。道路や公園、河川などの公共空間を、市民の手で清掃や花壇(植栽)の手入れなどを行う緑化・美化活動の取組み。

●ウォームピズ

冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温20℃でも心地良く過ごすことができるライフスタイルを推進すること。

●エコドライブ

省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセル「eスタート」を実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることができる。

●エコファーマー

堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を農業経営に導入し、都道府県知事から認定された農業者のこと。

●エコマーク

「私たちの手で地球・環境を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められている商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が商品の認定を行っている。

●オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質により、極地上空の成層圏オゾン層が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測されている。

●温室効果(温室効果ガス)

大気中の気体が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため気温が上昇する現象を温室効果という。大気中の二酸化炭素が主な原因となっている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象になっている。

【か行】**●カーボン・オフセット**

直接削減することができない二酸化炭素（カーボン）の排出を、森林を守る植林やクリーンエネルギー関連の事業に投資することで相殺（オフセット）する仕組みのこと。市場原理を活用した自主的な地球温暖化対策として注目されており、国内外で官民さまざまな主体が行っている。

●街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園のこと。

●外来種

もともとその地になく、他から移住したり導入されたりして居つくようになった動植物のこと。

●化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに石炭、石油、天然ガスなどがある。

●希少種

存続基盤が脆弱な種または亜種で、生活環境が変化すれば、容易に絶滅危惧種、危急種に移行するような要素をもち、生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっているもの。分布域の一部で個体数の減少や、生息環境の悪化などの傾向が強いもの、あるいは今後さらに進行するおそれのあるものなどをいう。

●京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第3回締約国会議が、1997年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のことで、二酸化炭素などの6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書であり、2005年2月に発効している。

●近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園のこと。

●クールビズ

夏の地球温暖化対策の一つとして、冷房時の室温28℃でも心地良く過ごすことができるライフスタイルを推進すること。

●グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

●グローバル化

社会的・経済的なつながりが地球規模に拡大し、国家や地域などの境界を越えてさまざまな変化をもたらす現象のこと。

●公害防止協定

公害の未然防止に努めるために、地方公共団体と企業との間で公害防止に関する契約を交わすこと。

【さ行】**●二酸化炭素（CO₂）吸収源**

大気中にある二酸化炭素を大気から取り除くような働きをすること。森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝などに蓄えることなどをいう。

●自主参加型国内排出量取引制度

環境省が 2005 年度から実施している温室効果ガス排出制限のための取組み。二酸化炭素の排出制限に取り組む企業を募り、目標とする削減量以上の削減ができた場合などは、その余剰分を他の参加企業に売ることができる。

●自然エネルギー

太陽光（熱）、風力などの自然の力を利用した再生可能な地球にやさしいエネルギーのこと。太陽光、風力、バイオマス、地熱などをいう。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、廃棄するものを最小限に抑え、循環資源を有効に使うなど、自然界から採取する資源をできるだけ少なくする社会のこと。

●森林の公益的機能

水源の涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化などの森林が有する機能の総称で、全ての人がある恩恵を享受している。

●水源の涵養

森林や農地の土壌が、降雨を地下水として貯蔵する機能のことで、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる。

●スマートハウス

IT（情報技術）を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のこと。具体的には、太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出量の削減を実現する省エネルギー住宅のことをいう。

●3R

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」といったごみ減量やリサイクルの促進へ向けた行動目標を表す標語。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

●生態系

自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。

●生物多様性

地球上に生息している生物が多種多様であり、すべてが直接、間接的に支え合っていること。「生物多様性条約」では、種、遺伝子、生態系の3つのレベルで多様性を捉え、それぞれ保全が必要であるとしている。

【た行】

●大気汚染物質

地球を取り巻く大気は窒素と酸素を主成分に、数多くのガス状、粒子状などの微量成分が含まれている。この微量成分のうち、人、動植物、生活環境にとって好ましくない影響を与えるものをいう。環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、トリクロロエチレンなどがある。

●太陽熱利用システム

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。

●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育、繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

●炭素貯蔵量

蓄えられている炭素の貯蔵量のこと。特に森林は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しながら成長することから、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしている。

●地域環境力

地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係をつくりあげ、地域全体でよりよい環境を創造しようと取り組む意識や能力のこと。

●チーム・マイナス6%

京都議定書による我が国の温室効果ガス6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成17年4月から政府が推進していた国民運動のこと。

●地球温暖化

生産活動等によって大量に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積し、地球全体の気温が上昇すること。集中豪雨や干ばつなどの異常気象、農作物への悪影響による食糧危機など、重大な影響が予想される。

●窒素酸化物

窒素の酸化物の総称。ほとんどが工場・事業所、自動車から排出されている。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

●チャレンジ25キャンペーン

国連気候変動サミットにおける我が国の目標の温室効果ガス25%削減に向けて、それまでの国民運動「チーム・マイナス6%」から、より二酸化炭素の排出量削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するもので、平成22年1月から政府が推進している国民運動のこと。

●低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、二酸化炭素の排出や大気汚染物質、騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車があげられる。

●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のことで、温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すもの。

【な行】**●二酸化硫黄**

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。人体に対して呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。

●野焼き

適切な焼却施設を使わずにごみを野外で焼却することで、周囲に煙や悪臭などを拡散させることから、廃棄物処理法で禁止されている。

【は行】**●浮遊粒子状物質**

物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する大気中に浮遊している粒径10ミクロン以下の微細な粒子のこと。

●ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動のこと。

【ま行】**●もったいない**

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイさんが、環境を守る世界共通語を「MOTTAINAI」として広めることを提唱した。Reduce（ごみの発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）という環境活動の3Rをたった一言で表せるだけでなく、かけがえのない地球資源に対する Respect（尊敬の念）が込められている言葉。

【や行】**●有害鳥獣**

人畜や農作物などに被害を与えるクマ、シカ、イノシシ、カラスなどの鳥獣をいう。

第2次光市環境基本計画

発行：山口県光市

編集：光市環境部環境政策課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話 (0833) 72-1400 (代表)

<http://www.city.hikari.lg.jp>